

論点に関連する裁判例

【請求棄却事案】※令和2年、3年の控訴審判決での請求棄却（国勝訴）事案を提示

- 个体側要因 A5、A10
- 業務外の出来事 A9

【請求認容事案】※平成23年11月から令和3年12月までの請求認容（国敗訴）事案

- 个体側要因 B1、B7、B45、B48、B50
- 業務外の出来事 B11、B15、B20、B27、B32、B42、B48

第3回資料3の一部を再掲したもの

【請求棄却事案】

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	主な争点	裁判所の判断（要約）
A5	<ul style="list-style-type: none"> ・発病当時 21歳 男性 ・発病時期 平成26年3月頃 ・職種 DTPオペレータ ・経過 広島地裁 国勝訴 (令和元年9月1日) 広島高裁 国勝訴 (令和2年8月27日) 	有	適応障害	平成26年1月からアルバイトでDTPオペレータ（VDT機器を使用し文章・画像等の作成・編集等を行う業務）として勤務を開始し、同年3月から正社員になったが、同年4月11日夜間に退職を申し出、翌12日午前2時40分頃、自宅ベランダから飛び降り死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ・発病時期 ・出来事評価 仕事内容の変化 上司とのトラブル ・個体側要因 既往歴 	<ul style="list-style-type: none"> ・発病時期 (控訴人が平成26年4月11日の発病と主張していることに対し、)控訴人らは、同年3月末頃から亡子の変調に気付き、各自これに対応すべく行動に起こしていたこと、同年4月11日の対応も、亡子に変調が生じていることに既に気付いていたと考えられることに照らすと、亡子の上記言動から、その適応障害が4月11日の帰宅時に初めて発病したと認めるのは相当でない。以上から、平成26年3月末頃に発病したと認めるのが相当である。 ・出来事評価 亡子は、正社員として雇用された後もアルバイト勤務時と同一の部署に配属され、同様の業務に従事していたが、正社員として雇用されたことにより、時間で仕事区分けられるアルバイトとは異なり、締め切りに向けて仕事を完成させることを目標にするようになったことから、その職責及び仕事量はアルバイト勤務時とは大きく変化したというべきであって、時間外労働時間数は20時間以上増加し、かつ、1月当たり45時間以上に相当していることに照らすと、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」の「中」に該当する出来事であったと認められる。 (就業規則の規定に基づく手続きによらずに亡子が欠勤したことについて、)平成26年3月27日の上司の指導、4月1日の昼休みの上司の発言は、上司から業務指導の範囲内である指導・叱責を受けたに該当するにとどまる出来事であるから、「上司とのトラブルがあった」の「弱」に該当する。 以上のとおり、心理的負荷の強度は全体評価としては「中」とどまり、業務による強い心理的負荷があったとは認められない。 ・個体側要因 小学6年生以来の精神障害の治療歴が認められ、平成23年には入院し、その後約1年にわたり、かなり精神不安定な時期があったことがうかがえる。また、亡子は、本件会社に対し、上記治療歴を一切伝えておらず、本件会社関係者は誰もそのことを知らなかったのであるから、本件会社としては亡子について平均的労働者として遇することで足り、その治療歴に応じた対応をとる義務があったとは認められない。適応障害を発症したことについて、上記治療歴に現れている、亡子の元々の素因が影響している可能性は否定できない。
A9	<ul style="list-style-type: none"> ・発病当時 42歳 男性 ・発病時期 平成23年10月中旬頃 ・職種 自動車販売営業 ・経過 大阪地裁 国勝訴 (令和2年2月17日) 大阪高裁 国勝訴 (令和2年12月10日) 	有	うつ病	亡夫は、平成元年4月に本件自動車販売会社に技術職として入社し、平成14年からは本人の希望で営業職として勤務していたところ、平成23年10月19日に自宅ベランダで縊死しているところを発見された。	<ul style="list-style-type: none"> ・発病時期 ・恒常的長時間労働 ・出来事評価 達成困難なノルマ ・業務外の出来事評価 親族が死亡した ローンを借りた 	<ul style="list-style-type: none"> ・発病時期 亡夫は、平成23年10月中旬頃、うつ病エピソードを発症した。 平成23年5月頃又は平成22年12月頃に「適応障害」を発症し、平成23年10月にうつ病エピソードへ移行したとの主張は、平成23年9月以前に適応障害に該当するような症状があったと認めることができず、適応障害を発病したと認めることはできない。 ・恒常的長時間労働 恒常的長時間労働について、発病前6か月間の時間外労働時間数は最大で約61時間であることから、心理的負荷の強度は「弱」に相当する。 ・出来事評価 ノルマの強制について、人事・給与面で直ちに不利益に結びつくものでなく、相当の努力によっても到達達成困難であったとまでは認められないなどから、心理的負荷の強度は、「中」程度にとどまる。 「自爆営業」（亡夫は車を販売した顧客3名の月々のローンの支払いをそれぞれ月1万円ないし2万円程度、平成23年7月から同10月にかけて負担するという自爆営業を行っていた。亡夫は、本件会社に知られないように自爆営業を行っていた。）は会社が禁止し、店長からも行わないよう指導しており、自爆営業を強要されていた事実は認められず、また、行わなければならない状況に追い込まれていたとは認められないから、自爆営業があったとしても、業務に内在又は通常随伴する危険が顕実化したと評価することができない。 ・業務外の出来事評価 肉親の死亡、多額の住宅ローンを負うなど、「強」となるものを含む出来事が複数存在し、相当程度影響を与えた可能性が認められる。
A10	<ul style="list-style-type: none"> ・発病当時 31歳 男性 ・発病時期 平成25年7月上旬 ・職種 障害者施設介助員 ・経過 宮崎地裁 国勝訴 (令和2年2月12日) 福岡高裁 国勝訴 (令和3年1月13日) 	有	適応障害	亡子は、平成20年12月から社会福祉法人が運営する障害者支援施設に介助員として勤務していた。 平成25年6月18日に上司から「家族会」アンケートに関して指摘を受け、また、上司から班会議の議事録を2回書き直すように命じられる出来事が発生した。さらに、同年7月5日に班会議で利用者のためのジュース代が記録より足りず、亡子が説明を求められる出来事が発生した。 亡子は、平成25年7月8日に自宅で縊死した。	<ul style="list-style-type: none"> ・発病時期 ・出来事評価 上司とのトラブル ・個体側要因 性格傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ・発病時期 上司等から利用者のためのジュース代を盗難したとの疑いをかけられたと思い悩んだ平成25年7月上旬頃に発病時期である。 ・出来事評価 家族会で行ったアンケートに関し上司から何らかの指摘を受けた出来事、議事録の書き直しを命じられたことは、上司から業務指導の範囲内である指導・叱責を受けたものと認められるが、心理的負荷は軽度にとどまる。 上司からジュース代の不足や精算について追加説明を求められた出来事は、軽度とはいえない心理的負荷を与えるものであったというべきであるが、一般的な労働者が精神障害を発症するほどの強い心理的負荷を与える出来事と認めることはできない。 これらの出来事が約3か月間に発生したことを全体的に評価しても平均的な労働者が精神疾患を発症するほど重度の心理的負荷がかかったと認めることができない。 ・個体側要因 治療歴はないものの、真面目で繊細な性格で、明るいときと落ち込んだときの落差が激しく、嫌なことがあると飲酒で紛らわすところがあり、顔面神経麻痺を発症した経緯もことからストレス脆弱性があったと認められ、これが大きな要因となって精神疾患を発症し、自殺に至った可能性を否定できない。

【請求認容事案】

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
B1	<ul style="list-style-type: none"> 発病時 48歳 男性 発病時期 平成9年1月頃 職種 工事現場の事務所所長 経過 広島地裁 国敗訴（平成23年11月9日） 	有（未遂）	躁うつ病、双極性感情障害	<p>工事の遅れに伴う長時間労働や工事ミス、ミスによる発注者からの叱責などがあり、平成9年1月27日、同年2月2日に自殺を図り、うつ状態と診断された。平成9年2月26日まで休職し、同月27日から職場復帰し、平成15年11月30日に会社を退職した。退職後平成18年10月1日から同月31日に係る休業補償給付がなされたもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働時間 客観的で明確な証拠がなく現場における勤務状況も明らかでないため、労働時間不明であり恒常的な長時間労働があったとは認められない。 重大な工事ミス 責任を問われなかったことから、心理的負荷の強度は「Ⅱ」（判断指針に基づく評価のため）とした。 発注者からの叱責 工期の遅れについては延長が約1か月であったこと、工事ミスについては一週間で補強案が発注者に了承されたことから、強い心理的負荷をもたらすものではなかった。 個体側要因 双極性感情障害は、うつ病とは異なり、ストレス要因よりも遺伝的素因（脆弱性）が強く、ストレスが弱くても発病の原因となりうる。原告は、双極性感情障害を発病しやすい素因を有していたといえる。 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働時間 原告の平成8年10月以降の退職時刻は午後11時頃と部下の証言を証拠に、恒常的長時間労働があったと認定した。 重大な工事ミス 主筋切断ミス（8カ所）は強度に影響を与え「あってはならない」重大な工事ミスであったと認定した。 発注者からの叱責 工期の遅れ、工事ミスについて「お前にはくびだ。」、「お前は所長失格だ。」などと叱責、罵倒を受け、土下座までして謝罪していることから、かなりの精神的身体的負荷を受けたと評価した。 個体側要因 双極性感情障害は、うつ病と比較して、発病につき遺伝的素因（脆弱性）が強いといえるにすぎず、ストレスが強ければ当然発病の要因になるものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 恒常的長時間労働 出来事評価 仕事上のミス 顧客からのクレーム 個体側要因 遺伝的素因 	<p>原告の本件疾病発症前に従事していた業務の内容、態様、遂行状況、本件疾病発症に至るまでの経緯等に加え、原告にはこれまで精神疾患の既往がなく、業務以外の精神的負荷等をうかがわせる事情も見当たらないことを併せて考慮すると、原告は、本件疾病発症前に従事していた業務により過重な精神的、身体的負荷により本件疾病を発症するに至ったものと認められ、その間に相当因果関係の存在を肯定することができる。</p> <p>原告が双極性感情障害を発病しているとしても、原告の遺伝的素因（脆弱性）が強く起因、反映しているとして認めるには、なおためらいを禁じ得ない。むしろ、本件疾病に罹患するまでの業務による精神的、身体的負荷は相当大きかったというべきであり、これら環境的な要因、負荷（ストレス）が大きく影響して本件疾病を発症するに至ったとみるのが相当である。</p>
B7	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 51歳 男性 発病時期 平成15年5月末頃 職種 浄化槽保守点作業者 経過 大阪地裁 国勝訴（平成23年10月17日） 大阪高裁 国敗訴（平成24年7月5日） 	有（未遂）	うつ病エピソード（受診なし）	<p>平成15年5月30日に社長から退職強要されたことなどがあり、神経障害を発症し、同年6月1日に自殺を図ったもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 平成15年5月30日から同月31日に、適応障害に罹患した可能性が窺えるが、直ちに適応障害であったと推認することはできず、遅くとも平成14年11月頃までにアルコール依存症を発症していた。 退職の強要 平成15年5月30日に自宅謹慎中の同僚を社用車に同乗させたことで社長と口論となり、退職通告を受け一定の心理的負荷を受けたことが窺えるが、退職につき明確に異議を述べた事実認められず、翌日に再就職先の面接日時を調整しており、退職通告による心理的負荷は強いものであったとまでは認められない。 アルコール依存症 アルコール依存症であったとまでは認められないものの、平成14年11月から依存傾向にあったことが強く窺われ、発作的な自殺はそれに起因していた可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 平成15年5月30日、社長から解雇を言い渡され、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害に当たる精神障害を発症した。 退職の強要 「退職を強要された」という具体的な出来事の心理的負荷の強度は、最高値の「Ⅲ」とされている。本件解雇は予期しない突如の出来事であり、社長と口論になるなど尋常でない経過があったことを考慮すると、上記「Ⅲ」を修正すべきでなく、心理的負荷の総合評価は「強」と認めるのが相当である。 アルコール依存症 平成13年10月頃、アルコール性肝障害と診断されたが、アルコール依存症診断基準の「離脱症状」もなかったこと等から、アルコール依存症などの精神障害を発症して自殺を企図したとはいえない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無（自殺） 出来事評価 退職強要 個体側要因 アルコール依存症 	<p>ICD-10におけるアルコール依存症の指標には該当しないというべきであり、アルコール依存症又はその傾向にあり、そのために抑うつ症状などの精神障害を発症して、自殺を企図したということではない。また、控訴人が几帳面でもじめであるが、他方で「短気激情的」で社長に反抗的などところがあるなど、性格に偏りがあるとしても、これを個体側要因（ストレス脆弱性）として、業務と障害との相当因果関係を否定する事にすべきことにはならない。</p> <p>医学意見書により、唯一職場での処遇が「うつ病エピソード」の原因であり、「うつ病エピソード」が自殺企図の原因であると断じていることからして、本件解雇と疾病及び障害との相当因果関係を否定することはできない。</p>
B11	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 39歳 男性 発病時期 平成15年8月末頃 職種 システム開発部部門長 経過 大阪地裁 国勝訴（平成23年11月30日） 大阪高裁 国敗訴（平成25年3月14日） 	有	軽症うつ病エピソード（受診歴なし）	<p>平成15年4月、金融システム事業部の開発部部門長に昇進し、長時間労働等があり、成15年12月20日、ホテルの一室にて自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間 部門長の負担を示唆するような時間外労働時間数が増える要素は認められず、形式的に100時間程度の時間外労働時間数が認められる月があったとしても、通常その程度の労働時間を要する業務に従事していたことはできないから、「恒常的な長時間労働」と評価することはできない。 さらに、用務先への移動時間は、拘束の程度が低いので、公共交通機関を用いた移動時間は労働時間に含めず認定すべきである。 業務外の心理的負荷 自殺直前、多額の借金があって、出来事の類型「借金返済の遅れ、困難があった」に該当し、心理的負荷は「Ⅱ」であるが、部下からの借金やその切迫性を勘案すると「Ⅲ」と修正すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間 公共交通機関による移動は単なる待ち時間時間とは異なり、移動に伴う心理的負荷もあり、特別に自由に過ごし得た時間が存在する等の事情がない限り、労働時間から控除すべきものとは認められない。事業所外での業務遂行のための移動時間、顧客との面会の待ち時間等は特に労働密度が低い場合には当たらない。 業務外の心理的負荷 部下らが亡夫に対し、生前に返済を要求していたような事実は認められず、金銭の借入れの原因となった事情に関して、何らかのトラブルを抱えていたような事実も確認できない。 仮に信用調査会社の調査結果を信用し、複数件の借金の存在が認められるとしても、「Ⅲ」と評価する余地はなく、心理的負荷の程度は「中」と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 恒常的長時間労働 労働時間の算定方法 業務外の出来事評価 借金返済 	<p>亡夫の時間外労働の状況は、数字としては100時間に満たない月も多く、また、出来事の直後が100時間に達しているというわけでもないが、亡夫の時間外労働の状況は、長時間労働が及ぼす影響と出来事の影響を考慮すれば、心理的負荷の総合評価を「強」として評価するに足りる恒常的長時間労働であるといえる。</p> <p>本件においては認定基準の認定要件を全て満たすものと認められ、業務による心理的負荷によって発病したと判断される。そして、発病した精神障害によって、正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為をともなう抑制力が著しく阻害される状態に陥ったものと推定され、自殺は業務に起因するものというべきである。</p>

【請求認容事案】

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
B15	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 42歳 男性 発病時期 平成19年4月頃 職種 介護職 経過 岡山地裁 国敗訴（平成26年4月23日） 	有	うつ病エピソード（受診なし）	<p>デイサービスにおいて介護業務に従事していたが、繰り返し上司からの叱責を受けていた。平成19年9月3日、河川敷の車内でガソリンをかけて自殺を図り、同月7日に死亡した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成18年10月頃に「適応障害」を発病し、その後「遷延性抑うつ反応」へ移行したとみるのが相当である。 上司からの叱責 上司は介護業務に対するプロ意識から指導したのであって、指導が時に厳しいものであっても、関係者に対して均しく指導をしていたものであり、業務の範囲内の指導である。人間性や人格を否定する発言はない。 家庭関係や他の要因 義母のアルコール中毒、薬物事故により心理的負荷を受けていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成19年4月頃には、ひどい落ち込み、喜びの喪失等がみられ、双方側医師意見書からうつ病エピソードを発病したと認められる。 上司からの叱責 上司の指導は、亡夫の仕事ぶりが不十分であり、上司が利用者のことを考え、責任を持って仕事をしていたがためにされたものであり、業務に関連したものであるが、口調が厳しく、気分によって波があり、過去の失敗を持ち出したり、10分間にわたって叱責し続けたり、他の職員の前で叱責することもあった。また、亡夫の能力や性格に応じた指導でなく、亡夫の判断能力や作業能力が低下している原因を十分見極めることなく、仕事ができなくなってしまった亡夫に対し、更なる叱責を繰り返した。 家庭関係や他の要因 義母の薬物事故による精神的負担が精神障害の発病に寄与したものと認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 出来事評価 パワーハラスメント 業務外の出来事評価 夫婦のトラブル不和 	<p>介護サービスに過誤や疎漏があってはならないという強い責任感の下に行われたものであったとはいえ、亡夫の能力や精神状態を考慮することなく繰り返された叱責の態様に鑑みれば、亡夫の心理的負荷は、社会通念上、客観的にみて精神障害を発病させる程度に過重であったといわざるを得ない。そして、業務以外の心理的負荷や個体側の脆弱性、遺伝要素などに発病因子となり得るような事情が証拠上明らかにはうかがわれないことからすれば、精神障害の発病と業務との間に相当因果関係を認めることができる。</p> <p>さらに、精神障害により、正常の認識、行動選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されていた状態で自殺したと推定でき、精神障害が原因となって死亡したと認めることができる。</p>
B20	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 51歳 男性 発病時期 遅くとも平成20年7月7日時点 職種 バス乗務員 経過 東京地裁 国敗訴（平成27年2月25日） 	有	適応障害（受診なし）	<p>平成7年2月20日、K株式会社に入社し路線バスの乗務員の業務に従事していた。</p> <p>平成20年6月28日、乗務前のアルコールチェックにおいて、アルコールが検知されたことから、始末書の作成を迫られ、犯罪者であるかのように扱われた。平成20年7月7日、マンションから飛び降り自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 生命保険で借金を返済させることを覚悟していたとも認められ、自殺前、病的心理であったとはいえない。 仕事上のミスをした 乗務前のアルコールチェックで検出されたアルコールは、厳重注意に当たるものであり、解雇等の処分が課されるものではない。社会的反響があるわけではなく、会社の経営に影響するほどの重大な仕事上のミスであるといえず、心理的負荷は「中」を超えることはない。 また、アルコールが検知されたことについて、亡夫に退職を強要した事実はない。 業務以外の心理的負荷 亡夫が自殺直前に借金のことを気にしていたことは明らかであり、返済に苦慮していたことは、「多額の財産を損失した」に当たるといふべきであり、心理的負荷は「Ⅲ」である。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 亡夫の状態は、ICD-10における適応障害を示す症状であったと認められ、適応障害を発病していたものと認められる。 仕事上のミスをした 想定される懲戒処分の内容は重いとまではいえず、まだ現実化もしていないものであったことは否めないものの、所長による「アルコール検査に3回ひかかった」と位置づける発言もあって、亡夫は「罰になるかもしれない」との認識を抱かせたことに照らすと、事故後対応に多大な労力を費やしたものに準じて考えられるものであるとすると、心理的負荷は「強」と評価するのが相当である。 業務以外の心理的負荷 解雇されると借金の返済もできなくなり、家庭が破綻するという将来を悲観するものとみることができ、借金の問題のみで自殺を考えるほど追い込まれていたとはいふことができない。「借金返済の遅れ、困難があった」に準ずるものとし、心理的負荷は「Ⅱ」である。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無（自殺） 出来事評価 仕事上のミス 業務外の出来事評価 借金返済 	<p>本件精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が存在したと認められ、業務以外の心理的負荷及び個体要因により本件精神障害を発病したとは認められない。</p> <p>亡夫の自殺は、本件精神障害によって正常の認識、行動選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥った上で実行されたものであり、業務に起因するものであると認められる。</p>
B27	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 34歳 男性 発病時期 平成21年5月中旬 職種 機械装置組立作業員 経過 京都地裁 国敗訴（平成27年9月18日） 	無	うつ病	<p>平成19年6月に開発センターに転勤し、半導体製品製造装置の組立業務に従事していた。業務上のミスをおこなうなどとして上司から叱責されることがしばしばあり、平成21年8月28日、うつ病と診断された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評価期間 発病時期は、平成21年7月中旬頃。発病前6か月間（平成21年1月中旬頃から同年7月中旬頃）を評価期間とする。 上司の叱責 暴力的な発言とはいえない、いじめ等と評価できない、業務運営上必要な叱責等であったため、心理的負荷は「中」又は「弱」である。 恒常的長時間労働 なし（平成21年3月15日～同年4月13日の期間：94時間30分、同年4月5日～同年5月4日の期間：95時間55分） 業務外の心理的負荷 慢性B型肝炎は完治する治療法がなく、がんに行進する危険性があるため、心理的負荷は「Ⅲ」である。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価期間 上司の叱責・暴言は継続的に繰り返されていたことから、平成20年6月以降の出来事を評価の対象とすべき。発病時期は平成21年5月中旬頃。 上司の叱責 上司は、平成20年6月以降、業務上のミスをおこなうなどかなり大声で、かつ、「ヤクザ口調」で叱責することがしばしばあり、そして、平成21年12月以降はさらに叱責の度合いが強まったといえるから、心理的負荷は「強」あるいは「中」を下回るものではない。 恒常的長時間労働 あり（平成20年12月末～平成21年2月15日の期間：93時間～105時間50分、平成21年3月15日～同年4月13日の期間：96時間10分、平成21年4月5日～同年5月4日の期間：97時間50分） 業務外の心理的負荷 病状は落ち着いていおり、新薬が認可されるなどにより十分な治療が可能となっていることから、強い心理的負荷とまでは認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価期間 恒常的長時間労働 出来事評価 パワーハラスメント 業務外の出来事評価 病気がケガ 	<p>平成21年5月30日の「2週間前からしんどく、誰かを背負っている感じ」との症状は、慢性B型肝炎以外の原因によるものであり、遅くとも平成21年5月30日の約2週間前、5月中旬頃にはうつ病を発症したと認められるのが相当である。</p> <p>上司の叱責・暴言は継続的に繰り返されていた出来事であり、平成20年6月以降の出来事として評価するべきである。この出来事を認定基準に照らしてみると、「部下に対する上司の言動が業務指導を逸脱しており、その中に人格や人間性を否定するような言動が含まれ、かつ、これが執拗に行われた」という程度には至らない場合であるが、継続性が認められるから、その心理的負荷の程度は「強」あるいは、少なくとも「中」を下回るものではない。</p> <p>上記の出来事の開始時期である平成20年6月頃より後に、月100時間程度の恒常的長時間労働が認められるから、総合評価としては、強度が「強」となる心理的負荷が認められる。</p> <p>慢性B型肝炎の罹患は、「自分が重い病気がケガをした」の「Ⅲ」には至らず、強度「Ⅱ」ととどまるとみるのが相当である。</p>

【請求認容事案】

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
B32	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 年齢記載なし 男性 発病時期 平成20年12月中旬 職種 コンビニ店長 経過 <ul style="list-style-type: none"> 東京池袋 国賠訴（平成27年12月17日） 東京高裁 国賠訴（平成28年9月1日） 	有	うつ病エピソード（受診なし）	<p>平成14年3月にコンビニ経営の会社に入社、平成19年11月からコンビニ店長として勤務し、平成21年1月6日に退職願を提出した後、平成21年2月7日、自宅で死亡しているところを発見された。（死亡時期は同年1月下旬と推定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害の発病等 <ul style="list-style-type: none"> 発病なし。一審判決は適応障害（平成20年5月頃）を発病したものと判示したが、適応障害の診断要件の一つである「日常生活の遂行が困難となる症状（不安、心配感）」が認められないから発病が認められない。自殺に至るまで、精神の変調等や業務上の負荷も確認されていないから、自死と関連する他の精神障害も存在しない。 労働時間 <ul style="list-style-type: none"> 一月当たり60時間46分から89時間33分までであり、心理的負荷の強度は「中」である。さらに、たびたび遅刻をしていたことから実際の拘束時間はより短い。 達成困難なノルマ <ul style="list-style-type: none"> 一定の数値目標を設定していた事実は認められるものの、店長に対してノルマ達成できなかった場合にペナルティーなどを課していた事実は認められない。会社内のノルマ達成率は低いものであったから、ノルマとしては弱いものであり、心理的負荷は「弱」というべきである。 レジ現金持出事件（業務外の出来事か否か） <ul style="list-style-type: none"> レジ事件は、何らかの理由によって多額の金銭を必要として惹起したものであるから、精神障害の影響によるものではない。仮に自殺が何らかの精神障害によるものであるとしても、業務外のレジ事件の影響下で行われたとみるほかはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害の発病等 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年12月中旬頃には「うつ病エピソード」を発病していた。店舗成績や人間関係に悩みながら時間外労働をしていた結果、自信を喪失し罪責感を抱いて退職の意向を伝えたものの慰留され、追い詰められた心境になったものと認められ、行動等諸事情は、中等うつ病エピソードの診断基準に合致する。 労働時間 <ul style="list-style-type: none"> 時間外労働時間は、平成20年12月中旬頃から遡っておおむね4か月前から6か月前の3か月続けて80時間を超過しており、平成20年1月から同年6月までの間は、毎月おおむね120時間を超過している。平成20年7月17日から同年8月5日までの間、20日間にわたり連続勤務を行い、深夜勤務に従事した。 達成困難なノルマ <ul style="list-style-type: none"> 店舗ごとに売り上げ、廃棄率、人件費の目標が設定されており、店長会議でも店長の責任が強調されていることが認められる。店長が目標不達成による責任を全く問われないうことはできず、破産率の低下を強い口調で命ずる内容のメールを何度も受診したほか、人件費削減を求め実現困難な内容のメールを受診し、追い詰められていたと推認される。したがって、心理的負荷の程度も小さくはない。 レジ現金持出事件（業務外の出来事か否か） <ul style="list-style-type: none"> 退職が決まっていた退職日の調整中であつたにもかかわらず、あえてレジ事件を惹起した上、無断欠勤をして行方不明になるなど、異常行動を取っている。行動は業務起因性のある本件精神障害の影響によるものと解すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無（自殺） 出来事評価 <ul style="list-style-type: none"> 達成困難なノルマ 1か月に80時間以上の時間外労働 業務外の出来事か否か 	<p>本件精神障害の発病に関与する業務による出来事は複数（達成困難なノルマ、長時間労働）があるが、いずれの心理的負荷の程度も、単体で「中」ないし「強」とみるべきであるし、少なくとも、各出来事が関連して生じていることができるから、その全体を一つの出来事として評価すれば、全体評価は「強」に当たるといふべきである。</p> <p>被控訴人は、本件レジ事件を業務外のものとみて、亡ちはその影響の下で本件自殺を図ったと主張するが、本件レジ事件等の亡ちの異常行動は、業務起因性のある本件精神障害の影響によるものと解すべきである。</p> <p>したがって、本件精神障害の発病には業務起因性が認められ、本件精神障害の発病による影響の下で本件自殺に至ったといふべきである。</p>
B42	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 51歳 男性 発病時期 平成21年1月頃 職種 産婦人科医部長 経過 <ul style="list-style-type: none"> 広島地裁 国賠訴（令和元年5月29日） 	有	軽症うつ病エピソード（受診歴なし）	<p>平成11年4月から地域の中核医療機関の産婦人科部長として勤務していたが、長時間労働等があり、平成21年3月自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 連続勤務、部下とのトラブル <ul style="list-style-type: none"> 時間外労働時間数は、発病前6か月間において1か月当たり40時間に満たない。12日間以上の連続勤務については、発症前6か月間において3回あったことが認められるが、「1日当たりの労働時間数が特に短い場合、手待ち時間が多い等の労働密度が特に低い場合」に相当する。部下とのトラブルは、業務をめぐり方針等において考え方の相違が生じたもので、心理的負荷は「弱」にとどまる。総合して評価すると「2週間以上の連続勤務」と「部下とのトラブル」の出来事が認められるが、いずれも強度は「弱」であり、全体評価も「弱」である。 業務外の出来事 <ul style="list-style-type: none"> 単身赴任生活が継続された理由が夫婦の不仲によるものとまでは認められないとしても、今後同居する見込みも立っておらず、妻からの援助を受けられない単身赴任生活によって「離婚又は夫婦が別居した」に該当し、その強度は「強」である。 	<ul style="list-style-type: none"> 連続勤務、部下とのトラブル <ul style="list-style-type: none"> 明らかになっていない休憩時間や分娩業務の時間については、医師業務に係る経験則等に照らすと、発病前おおむね6か月間で1か月当たり80時間以上の時間外労働を行っていたと認められ、心理的負荷が「中」である。2週間以上の連続勤務を複数回行っている上、深夜・早朝時間帯における業務に従事し、睡眠時間等に当てられるべき時間帯に業務を行わざるを得なかったことにも留意すべきであり、強度は「中」が相当である。部下とのトラブルは、指導に反発した部下との溝が埋まることがなかったという経緯に照らせば、強度は「中」が相当である。長時間労働、連続勤務、部下とのトラブルの各出来事が認められいずれも「中」で、総合評価すれば全体評価を「強」とするのが相当である。 業務以外の出来事 <ul style="list-style-type: none"> 認定基準の別居は夫婦関係の破綻ないしこれに準ずる場合をいうものと解され、国の主張は採用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来事評価 <ul style="list-style-type: none"> 2週間以上の連続 部下とのトラブル 業務外の出来事評価 <ul style="list-style-type: none"> 夫婦のトラブル不和 	<p>被災者の精神障害の発病に近接した時点で、相当期間の連続勤務や長時間労働、部下との明らかな対立等の一般的に相当程度の心理的負荷をもたらすと思量される複数の事情が生じており、これに符合して、その頃に被災者の心身の状態悪化が顕著になったとの相関関係を指摘することができる。その一方で、被災者が精神障害を発病した主要な要因として、業務以外の出来事による心理的負荷等を挙げることはできない。</p> <p>その他、本件病院の産婦人科に勤務する常勤医師は2名のみであったところ、過去に勤務した医師の多くが、四六時中拘束されていたとの感があつたと述べていること等を考慮すると、被災者が発病した精神障害について、業務起因性を肯定するのが相当である。</p>

【請求認容事案】

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
B43	<p>・発病当時 42歳 男性</p> <p>・発病時期 平成24年8月頃</p> <p>・職種 営業</p> <p>・経過 福井地裁 国政訴 (令和2年2月12日)</p>	有	適応障害	<p>平成23年10月、不動産会社の営業等の業務に従事していたが、平成24年6月から、関連会社が営む海の家での業務に従事するようになり、長時間労働等があり、平成24年8月3日自殺した。</p>	<p>・発病の有無 原告の主張は、診断方法や論拠に一貫性がなく妥当なものではない。関係者からの聴取内容に基づき医学的に検討すれば、精神障害を発病していたと認められない。</p> <p>・仕事内容・量の変化 精神障害の発病が認められないことから、業務による出来事を検討しても、ほとんどの出来事の係る心理的負荷は「弱」である。「中」と評価できる余地があるのは、平成24年6月の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」であるが、当該出来事後には「恒常的な長時間労働」は認められないことから、総合評価「強」とはならない。</p> <p>・個体側要因 社会生活、家庭生活上の悩みを抱えていたことが窺われ、飲酒習慣については、アルコール乱用レベルと認められることから、飲酒により衝動を制御できなくなり自殺に至った可能性が高いと考えられる。</p>	<p>・発病の有無 海の家開業の平成24年6月以降、社長から度々叱責され、時間外労働時間数も1か月間では100時間を超えていた。また、同年8月2日以降イライラした様子を見せ、翌3日に無断欠勤しえ自殺に至ったことから、遅くとも同年8月2日までは適応障害を発病していたと認められる。</p> <p>・仕事内容・量の変化、上司とのトラブル等 時間外労働時間数は、発病1か月前に104時間、2か月前に84時間となっており、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」で「中」、平成24年7月8日から19日まで「2週間以上にわたって連続勤務を行った」で「中」、社長からの叱責は「上司とのトラブルがあった」で「中」と認められ、出来事前後に恒常的な長時間労働があるため、総合評価は「強」である。</p> <p>・個体側要因 アルコール依存症であったとは医学的に明らかでなく、また、自殺に近接して飲酒していたこと自体をうかがわせる証拠はなく、個体側要因として認められない。</p>	<p>・発病の有無（自殺）</p> <p>・出来事評価 2週間以上の連続 上司とのトラブル 仕事内容・量の変化</p> <p>・個体側要因 アルコール依存症</p>	<p>ICD-10における適応障害の診断基準を満たしており、平成24年8月2日以降、イライラしたり、声に元気がなくなり、その翌日には欠勤し、遺書を作成の上自殺に至っていることから、発症時期は遅くとも同月2日であったと認めるのが相当である。</p> <p>発症前2か月から時間外労働時間数が約20時間増加し、増加後の時間外労働時間数が100時間に達したことからすれば、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当し、心理的負荷の強度は「中」である。平成24年7月8日から12日の連続勤務を行っていたことから、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」に該当し、心理的負荷の強度は「中」である。</p> <p>平成24年6月以降、上司からたびたび叱責を受けていたが、同年8月2日にも依頼していた作業ができていないと叱責された上、「後の処理のことはお前には頼まん」と冷たく突き放された。これは、「上司とのトラブルがあった」に該当し、心理的負荷の程度は少なくとも「中」である。</p> <p>以上のとおり、心理的負荷が「中」となる出来事が複数認められる上、これらの出来事の前後に恒常的な長時間労働があったことが認められる。これらの事情を総合評価すれば、業務による心理的負荷の強度は「強」であったものと認めるのが相当である。</p> <p>被告は、飲酒習慣のほか、個体側要因として、社会生活、家庭生活上の悩みや厭世的な感情の存在を指摘するが、いずれも推測の域を出るものではなく、発症に関与したとは認めない。</p>
B45	<p>・発病当時 54歳 女性</p> <p>・発病時期 平成26年3月頃</p> <p>・職種 顧客用マニュアル作成業務（契約社員）</p> <p>・経過 京都地裁 国政訴 (平成31年4月16日) 大阪高裁 国政訴 (令和2年7月3日)</p>	無	中等うつ病エピソード	<p>平成19年7月、技術文書作成業務を事業内容とする会社に契約社員として入社した。会社に継続雇用を強く主張したところ、社長から、正社員登用試験の説明を受け勉強したが、受験条件の推薦を受けられずショックを受け、精神障害を発病した。</p>	<p>・正社員登用に係る推薦の否定 請求人を推薦しないと判断したのは正当な業績評価に基づくものであって、仕事上の差別、不利益取扱いに当たるものでもなく、心理的負荷として評価すべきでない。仮に評価対象になり得るものとしても、正社員登用への道が閉ざされたわけでないなどから「弱」に過ぎない。</p> <p>資格取得のために要した勉強時間は、使用者の指揮命令下にあったとは解されず、勉強時間は労働時間には含まれないため、発病前6か月間の時間外労働時間数は最大で26時間45分（発病2か月前）である。</p> <p>・性格傾向 請求人には、被害妄想的な捉え方をするなど神経症的性格が強いことがうかがわれ、このような性格傾向という個体側要因（脆弱性）が、本件疾病の発症に影響を与えており、この点には医学的根拠がある。</p>	<p>・正社員登用に係る推薦の否定 労務管理の一貫として行われる行為であっても、労務管理が不合理、不適切であれば出来事として検討すべきである。請求人にとって心理的負荷の原因となった出来事は、直属の上司は下位評価をしていたが、請求人に伝えず指導もしていなかった。また、面談時に今後の組織運営に必要な人材との業務評価まで伝え、自尊心を傷つけるような発言を長時間行っており、著しく配慮を欠く方法であったこと、社長面談に際し、上司から消極的な意見が出たので、合格は難しいなどと伝え、受験勉強していた請求人に対し、追い打ちをかけるような精神的打撃を与えたことが認められる。この出来事は、労務管理上の不合理性及び不適切性によるもので、同僚労働者にとっても同様により得る受け止め方ということができる。</p> <p>以上のことから、「非正規社員である自分の契約満了が迫った」に類推される出来事であり、心理的負荷は「強」である。</p> <p>・性格傾向 請求人には、被害妄想的な捉え方をするなど神経症的性格が強い性格傾向があるとされるが、家庭的な苦労は経験しつつも、技術を取得して仕事を続け、3人の子を一人で育て上げており、その生活歴の中でも適応障害やうつ病を発症した経験がないのであるから、性格傾向が主たる原因となって本件疾病が発症したとは到底認められない。</p>	<p>・出来事評価 非正規社員契約満了</p> <p>・個体側要因 性格傾向</p>	<p>本件疾病は、本件各出来事という認定基準の具体的出来事である「非正規社員である自分の契約満了が迫った」ことに類推される出来事により発症したものであり、これを参考にして、認定示した一切の事情を総合的に考慮すると、本件疾病については、本件会社の業務に内在又は通常随伴する危険が具体化したものであると評価することができるから、本件会社の業務との間に相当因果関係が認められ、本件疾病に業務起因性があると認められる。</p>

【請求認容事案】

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
B48	<ul style="list-style-type: none"> ・発病当時 48歳 男性 ・発病時期 平成27年4月頃 ・職種 営業担当 ・経過 金沢地裁 国政訴（令和2年11月30日） 	有	中等症うつ病エピソード（受診なし）	<p>平成10年4月に本件会社に入社し、平成19年7月以降は営業1課課長代理として営業、課内の取りまとめ等の業務に従事していたが、営業活動における契約打ち切り等があり、平成27年6月24日に自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の不具合 本件商品のようなシステム案件において納品後に不具合が発生し、何かしらの対応が必要となることは通常想定されることであり、本件被災者にとっても想定範囲内である。本件会社も取引先も不具合を大きなトラブルとは考えておらず、取引関係に何ら影響はなく、種々の対応に追われたものでもなく、「顧客や取引先からクレームを受けた」の「弱」に該当する。 ・印刷業務の打ち切り 打ち切りにより本件会社が出た利益は120万円程度に過ぎない。また、取引先の会社との取引の一切が打ち切られたものでもない。「自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた」の「弱」に該当する。 ・恒常的長時間労働 発病前6か月の時間外労働は、発病前1か月95時間39分（略）である。本件では、上記のとおり長時間労働以外の出来事があることから、「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」では評価しない。 ・妻との不平等 家庭内で妻との不和や子の教育費等の経済的問題を抱えており業務以外の心理的負荷となる要因があった。 ・既往歴 既往歴があり、執着気質であったと思われ、うつ病者の性格特徴という、個体側要因を有していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の不具合 平成27年3月に重要な取引先へ納品した商品に不具合が発生し、約3か月間にわたり不具合の解消に対処した。不具合の原因の解消が容易ではなく、可及的速やかに不具合を解消するため種々の対応を現に行ったことから、「顧客や取引先からクレームを受けた」の「中」に該当する。 ・印刷業務の打ち切り 被災者が担当する売り上げ第2位の取引先から契約を打ち切られた。長期にわたり安定的な売り上げを見込める重要な取引先であり、短期間に受注を維持するための活動を繰り返し行う等の対応を行い、「自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた」の「中」に該当する。 ・恒常的長時間労働 発病前6か月の時間外労働は、発病前1か月95時間39分（略）である。この労働時間は100時間に極めて近いものである。 ・妻との不平等 本件被災者が医師に「家庭内で別れるという話が出ている」と話しているが、妻は離婚の話が出たことを否認しており、被災者の父も夫婦仲に特段問題はなかった旨陳述しており、被災者から上記発言があったことをもって直ちに業務外の心理的負荷となる要因があったことを認めるに足りない。 ・既往歴 平成22年1月に不安障害と診断され、同年7月まで通院した既往歴があるが、寛解状態となっており、その後、平成27年5月までに精神障害を発症し、受診したことを窺わせる証拠はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出来事評価 顧客からのクレーム 多額の損失を生じた ・恒常的長時間労働 ・業務外の出来事評価 夫婦のトラブル不和 個体側要因、既往歴 性格傾向 	<p>心理的負荷の強度が「中」となる出来事後に恒常的な長時間労働が認められることから、心理的負荷の総合評価は「強」となる。 本件被災者が従事した業務は、同種の平均的労働を基準として見た場合に、当該労働者が置かれた具体的状況における心理的負荷が一般に精神障害を発病させる危険性を有すると認められ、他方で、本件発病を発症させるに足りる、業務外の心理的負荷や個体側要因が存在したことは認められない。 既往症の寛解後、うつ病を発症しやすいうつ病弱者性を有していたとまでは認められない。 したがって、業務と発症との間に相当因果関係が認められると解するのが相当である。</p>
B50	<ul style="list-style-type: none"> ・発病当時 27歳 男性 ・発病時期 平成23年3月20日頃 ・職種 技術部社員 ・経過 福岡地裁 国政訴（令和3年3月12日） 	有	うつ病エピソード	<p>平成21年4月に建設、地質調査、測量等を行う本件会社に入社し、技術部で勤務していたが、長時間労働、上司の発言等があり、平成23年3月22日に自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発病時期 自殺に至った精神障害（うつ病ないし気分変調症）を発症したのは、本件会社入社前の平成21年2月16日頃であって、本件会社入社後の平成23年3月19日頃に同精神障害を悪化させて自殺に至ったものであるから、本件は、悪化の事案である。 ・時間外労働時間 時間外労働時間数がその前1か月の倍以上になったのは、年末年始休暇等が含まれているため時間外労働が少なかったにすぎず、当該期間を除いた発病前6か月の時間外労働時間数に特筆すべき変化はない。 ・上司の発言 平成23年3月18日の上司の発言（「いつもどおり作り笑顔で発表すればいいんだ。」）は、人前で発表することを苦手とする本件被災者の緊張をほぐすためのものであって、業務指導の範囲を逸脱するものではない。平成23年3月19日の上司の発言（「腹黒い」）は、業者に対する心構えを表現したものであり、何ら業務指導を逸脱するものではない。これらは、それぞれ独立した出来事であり、いずれも心理的負荷の強度は「弱」ととどまる。 ・既往歴 高校1年生の頃から心療内科を受診して以降、大学時代、就職後と数年おきに複数の心療内科を受診し、本件会社入社前の平成21年2月から平成23年3月までの間に受診していた際と同様に当時も不眠や不安感を訴えていた。高校を退学したり、就職先を退社したりしていることを踏まえると、高校1年生の頃からみられる症状は反復性の精神症状（うつ病ないし気分変調症）である。 ・アルコール依存症等 平成22年3月にアルコール依存症と診断されたが、医師の指示に従わず飲酒を継続していたほか、アルコールと薬物を併用するという、問題飲酒をしていたことも窺われ、アルコール依存症が個体側要因の一事情となっているというべきである。このほか内因性の性格特性である執着性格であるメランコリー型性格であった可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発病時期 平成21年2月以降、うつ病エピソードの基本症状が現れているとはいえず、うつ病エピソードを発症していたということではない。平成23年3月20日の時点では、うつ病エピソードの基本症状の全てが認められ、基本症状以外の他の症状の少なくとも4つを認めうるから、少なくとも「中等症うつ病エピソード」の診断基準を満たしており、結果的に自殺に至っていることからすると「重症うつ病エピソード」の診断基準も満たす。 したがって、悪化の事案ではなく、発病の事案である。 ・時間外労働時間 年末年始休暇があった平成22年12月12日から平成23年1月10日までの時間外労働が36時間であったのに対し、その後1か月間の時間外労働は106時間30分となっており、倍以上に増加している。これは繁忙期に入ったことにより業務量の著しい増加を余儀なくされたものであり、その心理的負荷は「強」と判断するべきである。 ・上司の発言 平成23年3月18日及び19日の連日により上司から「腹黒い」、「偽善的な笑顔」などと言われたことは一体として評価する。日頃畏怖の対象となっていた苦手上司からの発言は、入社2年目の本件被災者にとっては相当程度の心理的負荷があったと認められる。当該出来事は、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当し、心理的負荷の強度は「中」であるが、その出来事前に恒常的な長時間労働が認められることから、「強」と修正すべきである。 ・既往歴 平成21年4月に本件会社に入社した後、不安障害を抱えていたことにより、仕事に支障があった形跡は認められず、同僚と余暇を楽しむ様子のみみられ、支障なく社会生活を送ることができていたことからすると不安障害は重度なものではなく、平均的労働者の範囲を逸脱するものとはいえない。 ・アルコール依存症等 アルコールの影響で仕事に支障が出ていたことを窺わせる事実も認められず、依存症の程度は重いものではなく、平均的労働者の範囲内といえるから、個体側要因として評価すべきではない。メランコリー型の性格であったこと自体は否定できないものの、社会生活が困難であった事情は認められず、平均的労働者の性格傾向の範囲内というべきであり、個体側要因として評価すべきでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発病時期 ・出来事評価 仕事内容・量の変化 パワーハラコメント ・個体側要因 アルコール依存症 ・既往症 性格傾向 	<p>業務上、心理的負荷「強」となる出来事に複数遭遇して、平成23年3月19日ないし20日頃にうつ病エピソードを発症したものと認められ、その発症に個体側要因や業務外の心理的負荷の明らかな関与は認められないから、うつ病エピソードの発症は業務に起因するものと認められる。</p>